

## 設立趣意書

私どもの周囲にはいままなお生活に困っている方、医者にかゝれない方、子供の問題、未亡人の問題、遺家族、留守家族の問題、身体障害者の問題等、重要な社会問題が山積しております。

社会福祉事業は公の保障制度（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法等）だけでは国家財政の関係もあり、充分とは申されません。公的保護と法外援護とはつねに車の両輪の如きものでありますが、その法外援護も昔からのように、一部篤志家の同情や援助のみに依存したのでは到底この目的を果たし得ないのであります。

近頃の考え方としましては、社会福祉事業が従来の慈善的な觀念から地域の自主的活動が望まれ、共同社会の連帯責任においてなされねばならないというようになりました。

従つて私共の郷土「豊島」区民の福祉は豊島区に住む人達の要望に応じてその人々自らの力で向上進展させねばなりません。

即ち私達豊島区の福祉事業が、区民のほんとうの福祉厚生のために役立ち、心身ともに健やかな児童の育成を図り不自由な肉体でも光明のある人生を期待できるように、飢と医薬の資に泣くものがないように、暖い法外援護の手を差しのべ、みんなで相談し合つてより明るく楽しい、より住みよい豊島福祉地区を形成するために活動する組織を造ることこそ時代の要請です。

そこでこの時代の要請に副い、社会福祉事業法昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号の趣旨に則つて、このたび東京都豊島区社会福祉協議会を設立する運びに至りました。

何卒右の趣意に御賛同下さいまして格別のご協力御支援を賜りますように切にお願い申し上げます。

昭和二十八年八月二十八日